

○群馬県立図書館協議会運営規則

昭和二十八年四月一日教育委員会規則第四号

改正

昭和五九年 三月三十一日教育委員会規則第七号

平成一三年 三月二三日教育委員会規則第四号

平成二四年 三月二七日教育委員会規則第九号

群馬県立図書館協議会運営規則を次のように定める。

群馬県立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県立図書館協議会設置条例（昭和二十八年群馬県条例第二十号）第四条の規定により、群馬県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第二条 協議会に、議長及び副議長各一人を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。

(会議の招集等)

第三条 協議会の会議は、図書館長が招集する。

2 図書館長は、協議会の会議を開催しようとするときは、その日時及び場所並びに会議に提案すべき案件を、緊急を要する場合を除き、開催日の五日前までに、委員に通知しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第四条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年二回、臨時会は必要に応じて招集する。

(定足数)

第五条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の要求)

第六条 協議会の委員は、会議において、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(職員の出席)

第七条 関係職員は、協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、群馬県立図書館において処理する。

(議長への委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日教育委員会規則第七号抄)

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十三日教育委員会規則第四号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日教育委員会規則第九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。